

南砺市奨学資金貸与制度について

～令和7年度の貸与から、下記のとおり貸与額が増額となりました～

高等学校・高等専門学校(専攻科を含む)(自宅)…月額10,000円/月→月額15,000円/月

専修学校(専門)・短期大学・大学(大学院を含む)…月額35,000円/月→月額40,000円以内

1. 奨学資金制度の内容

(1) 奨学資金の目的

有用な人財の育成を図るため、優れた資質があるにも関わらず学資の支弁が困難な学生に対し奨学資金を貸与するものです。

(2) 資金の貸与を受けることができる方

次に掲げる全ての要件を備えていること。

- (1) 保護者が市に住所を有していること。
- (2) 健康かつ品行方正であって学業成績が優秀であること。
- (3) 学費の支弁が困難であること。
- (4) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校(専攻科を含む)、専修学校、短期大学又は大学(大学院を含む)に在学する者であること。
- (5) 在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。

(3) 貸与の額

- 高等学校・高等専門学校(専攻科を含む)(自宅)……月額15,000円以内
- ・高等学校・高等専門学校(専攻科を含む)(自宅外)……月額30,000円以内
- 専修学校(専門)・短期大学・大学(大学院を含む)……月額40,000円以内

(4) 貸与の期間

資金を受けるに至った月から奨学生が在学する学校における正規の修学期間を終了する月までの期間貸与します。

(5) 利息

貸与した資金には、利息を付けません。

2. 奨学資金制度の申込み方法と貸与について

(1) 願書について

奨学資金の貸与を受けようとする者は、奨学生願書(様式第1号)に学校長の奨学生推薦調書

(様式第2号)を添えて、期日までに提出してください。

<提出書類>

イ 奨学生願書(様式第1号)

ロ 奨学生推薦調書(様式第2号)

※入学した年度に申請するときは、直前に在学した学校長の推薦とします。

<添付書類>

a 在学証明書原本又は合格通知書のコピー 1通

※在学証明書は、令和8年4月1日以降発行のものを提出してください。

※合格通知書のコピーを提出される場合は、令和8年4月に入ってから、直ちに在学証明書を学校で取り寄せ、提出してください。

b 成績証明書 1通

※新入生の場合は直前の出身校の証明書、在学学生(2年生以上)の場合は令和7年度末までについて記載した証明書を提出してください。

c 所得証明書(学校提出用) 1通

※令和7年度(令和6年分)の所得を対象とし、本人と生計を一にする家族全員の証明書とします。令和7年1月以降の所得に大きな変動があった場合は、令和7年分源泉徴収票、確定申告書(写)等も提出してください。

(2) 選考基準について

志願者は学力、家計の両方の基準を満たす必要がありますが、家計の基準を優先します。

(1) 学力について

・新入生は出身校の在学期間の全履修教科の平均値(評定平均値)が3.0以上。

2年生以上は入学から前年度までの全履修教科の平均値とします。

・3.0未満であっても、家族構成、家庭事情、本人の学業意欲、人物所見によって考慮します。

(2) 家計について(参考例)

世帯人数 (家族構成の例)	4人 (父・給与収入、母・無職、本人・国立大(自宅通学)、子・中学生)
収入金額の目安	779万円

※ 上記収入金額の目安は進学先や家族構成により、増減します。

(3) 他の奨学資金との併用について

他の奨学資金等や授業料減免制度との併用貸与は可能です。(ただし、「南砺市看護学生等奨学資金」との併用はできませんのでご注意ください。)

奨学資金は返還する必要がありますので、返還計画をしっかりと立てて申請を行ってください。

(4) 願書受付期間および提出先

令和8年2月2日(月)～令和8年4月3日(金)

南砺市教育総務課(別館4階)又は南砺市内各市民センター

(5) 奨学生の決定

貸与希望者の成績や同居の家族の収入等を考慮し、南砺市奨学資金運営委員会(令和8年4月中旬に開催予定)で決定されます。その結果(貸与決定もしくは不承認の決定)を、書面によりお知らせします。

(6) 誓約書の提出

奨学生は、奨学決定通知書を交付された日から、2週間以内に連帯保証人2人と連署して、誓約書を提出してください。(教育総務課よりお知らせ)

○添付書類 印鑑登録証明書 各1通

※連帯保証人2人とは、保護者とそれ以外の独立の生計を営む成年者となります。

(7) 資金の振込み

資金は、毎月15日(15日が土日祝日の場合は前営業日)に本人指定の本人名義の金融機関口座へ振込みます。決定当初分(令和8年4・5月分)については、まとめて5月中に振込みます。

(8) 在学証明書の提出

奨学生は、毎学年初めに必ず在学証明書を提出してください。(教育総務課よりお知らせ)

(9) 資金の返還

奨学生は、卒業したときはその月の翌月から3年の据置期間を含めて13年の期間内に、貸与を辞退したとき又は貸与が取り消されたときは、その月の翌月から1年の据置期間を含め11年の期間内に、貸与を受けた資金総額を月賦・半年賦又は年賦で返還しなければなりません。返還計画を申請前からよくご検討ください。

(例) 高校3年間または大学4年間貸与を受け、10年間で返還する場合の1回あたりの返還額

	貸与総額	年賦(10回)	半年賦(20回)	月賦(120回)
高校(自宅)	540,000円	54,000円	27,000円	4,500円
高校(自宅外)	1,080,000円	108,000円	54,000円	9,000円
大学(自宅・自宅外)	1,920,000円	192,000円	96,000円	16,000円

(※ご注意ください。)

正当な理由がないのに資金の返還を遅滞した場合は、返還期日後の返還金額に、延滞期間日数に応じ、年7.3%を乗じた延滞利息を徴収します。

○貸与終了後の償還の際にご利用できる、奨学金返還支援制度についてご紹介します。

(南砺市奨学金返還支援金制度)

対象者:年齢が18歳以上34歳以下

対象期間:最長5年間

補助額:①市内中小企業に就職する方→24万円/年

(毎月の返還額、上限2万円/月 いずれか少額の方)

②上記以外の方→12万円/年(毎月の返還額の1/2、上限1万円/月 いずれか少額の方)

※申請の流れ等詳細については、南砺市ホームページから確認できます。

※補助金の内容は年度によって変更・終了することがあります。

(問い合わせ先:南砺で暮らしません課 0763-23-2037)

(10)借用証書の提出

奨学生は、卒業するときはその際、資金の貸与を辞退したとき、又は資金の貸与を取り消されたときは、直ちに連帯保証人2人と連署して、奨学資金借用証書を提出してください。(教育総務課よりお知らせ)

○添付書類 印鑑登録証明書 各1通(連帯保証人に変更がない場合は、不要です。)

(11)届出

奨学生は、次の場合には、保護者と連署の上、直ちに届け出をしてください。

- (1)休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2)奨学生又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (3)資金貸与要件を欠くに至ったとき。
- (4)資金の貸与を辞退しようとするとき。

(12)その他

奨学資金願書様式等、申請についての詳細は、南砺市ホームページに掲載予定です。

アドレス <http://www.city.nanto.toyama.jp>

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

南砺市教育委員会 教育総務課 総務係

電話 0763-23-2012

〒939-1692 南砺市荒木1550番地

(別館 4階)